

第 5593 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 11月 16日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 平成28年1月から3月分の裁決事例

Q：平成28年1月から3月までの裁決事例が公表されたそうですが、どのようなものがあったのですか？

A：国税通則法関係が3件、所得税法関係が5件、法人税法関係が4件、相続税法関係が3件、登録免許税法関係が1件、国税徴収法関係が1件の17件が公表されました。

【解説】

さきごろ、国税不服審判所から、平成28年1月から3月までの裁決事例が公表されました。主なものには、次のようなものがありました。

【相続税法関係】

この事例は、米国の不動産の相続税評価について争われた事例で、請求人は、市の財産税の算定の基礎となる財産税評価額（財産税評価額）が、財産評価基本通達に定める価額であるから、この財産税評価額から借家権の30%相当額を控除した価額が、対象不動産の価額であると主張しましたが、審判所は、請求人がした州の遺産税について用いた州認定の鑑定人による鑑定価額こそが、州の遺産税の申告において税務当局から是認されていることからしても、相続税法に規定する時価と認められる。財産税評価額は収益方式によって評価しており、売買実例価額と比較して大幅に低い価額であるから時価とは認められず、また、本件対象不動産は評価通達に定める評価方法に準じて評価することができない財産であるから、借家権の控除をすることは適当でないとして、申し立てを棄却しました。

